平成２９年（フ）第４０６８号
大阪市住吉区山之内１丁目11番20号　ハイム長井　105号、前住所大阪市住吉区山之内１丁目11番20号　ハイム長井　103号
債務者　塚本　光明
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６９号
大阪市住吉区山之内１丁目11番20号　ハイム長井　105号、前住所大阪市住吉区山之内１丁目11番20号　ハイム長井　103号
債務者　塚本佐智子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県篠山市河原町３番地２　河原町団地４棟103号
債務者　瀧山　美紀
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第４１号
北海道岩見沢市３条西13丁目７番地
債務者　石渕　竜二
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５０号
北海道岩見沢市南町９条２丁目７番５―106号　ソーシャルアパートメントＲｉｔｚ
債務者　平賀　結希
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２６４号
茨城県鉾田市上幡木1159番地85、前住所神奈川県横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目２番１―113号
債務者　足立　真弓
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２６９号
茨城県笠間市笠間4347番地16
債務者　田谷ハツ子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７９号
茨城県水戸市白梅４丁目１番16―303号　菊水マンション
債務者　石島　徳雄
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８２号
茨城県笠間市東平３丁目３番５号　ドミールいしいＣ―２―２
債務者　長谷川忠幸
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２９７号
愛知県弥富市川平１丁目11番地　レジデンス伊藤　34、従前の住所愛知県あま市森３丁目13番地３　メゾンドＮ１＿203号
債務者　川崎　秀幸
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９４号
名古屋市守山区幸心４丁目301番地　ディアコーポ201号
債務者　佐々木康弘
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８号
三重県松阪市井村町275番地
債務者　中谷　　満
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１８９号
香川県綾歌郡綾川町西分2994番地、住民票上の住所大阪府吹田市泉町２丁目31番15―101号
債務者　木村　玲香（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０１号
香川県東かがわ市吉田489番地８
債務者　入本　照雅
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０６７号
福岡県糸島市志摩船越693番地
債務者　松尾　美樹
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２５３号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目42番地３　ソレイユⅠ201号
債務者　牛島　千恵
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７２号
福岡県春日市春日６丁目95番地　シティハイツ春日102号
債務者　徳丸　如子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部